

野田市地域防災計画（修正素案）に対する意見募集の結果について

パブリック・コメント手続によって寄せられた意見と市の考え方は、次のとおりです。

1 政策等の題名

野田市地域防災計画（修正素案）

2 意見の募集期間

令和2年3月18日（水曜日）から令和2年4月16日（木曜日）まで

3 意見の募集結果

提出者数・意見数	3人	22件
提出方法	直接持参	2人 2件
	郵送	1人 20件
	FAX	0人 0件
	Eメール	0人 0件
政策等に反映した意見		1件

4 意見の概要と市の考え方

	意見の概要	市の考え方	案の修正
1	P.5 風水害編 第2章 第3節 避難行動・避難施設 第2 避難所等の確保 3. 要配慮者優先避難所 福祉会館は、多目的トイレや和室、調理室等を整えられた施設です。要配慮者優先避難所として追加してはいかがか。	現在の利用実態や、避難所として使用する場合の取り決め等について、利用者等との調整が必要になりますので、次回以降の防災計画の修正時に検討してまいります。	修正無し
2	カスリーン台風における堤防が決壊した場合の、水の広がる速度は、上流からの場合に時速5～60km以上（下流から上へ向かう場合、少し時速が下がる）となる。いずれにしても、関宿地域は、両側河川に挟まれた悪い条件にあります。境町のハザードマップが良くできているので、参考にして作成すれば良いと思います。	洪水ハザードマップの見直しを現在行っており、早い段階から避難準備等避難行動を取っていただけるよう洪水ハザードマップ等で周知してまいります。	修正無し

	意見の概要	市の考え方	案の修正
3	野田市地域防災計画（修正素案）と4月2日の事務文書で、「要配慮者」、「要支援者」の言い回しが異なっていた。そこにどのような違いがあるのか。	災害対策基本法において、高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方を「要配慮者」と言います。 「要支援者」の表現が誤りでございます。	修正無し
4	P.5 風水害編 第2章 第3節 避難行動・避難施設 第2 避難所等の確保 避難を必要とする全ての方を収容できないことを明記することだが、避難者の総数、受入可能人数、受入出来ない人への対応については、記載はないのか。	【避難者の総数】 風水害の想定は、国土交通省が作成した「洪水ハザードマップ」を前提としており、その中では、明確な避難者数が記載されておりません。 【受入れ可能人数】 この度の修正では、市の避難所だけでは全ての避難者を収容することが出来ないことから、市民自らによる避難先の確保に努めていただくことを前提に「指定避難場所では、定員を設けず、避難されて来た方を全て受け入を行う。」としております。 避難所の受入れ人数や方法、感染症対策など、課題がありますので、今後、対応策を検討し地域防災計画を修正してまいります。	修正無し
5	垂直避難（避難所施設等の上階へ避難）した人への対応はどうすればよいか。	洪水時に垂直避難をした場合、洪水内に取り残される可能性があることから、取り残されることを無くすために浸水想定区域内の施設を避難所の指定から解除いたしますので、早めの避難をお願いいたします。 なお、自宅等で垂直避難した場合で救助が必要となる場合は関係機関と連携し救助を行います。	修正無し
6	長期にわたった場合の避難者への対応はどうすればよいか。	避難所運営マニュアルに基づき、避難所管理・運営委員会等を立上げ、避難所の体制と活動内容を検討し、避難所のルールに従っ	修正無し

	意見の概要	市の考え方	案の修正
		た生活の安定を確立していただきます。同時に、避難住民のメンタルヘルスケアや医療救護所の設置なども並行して行われます。	
7	市民自ら避難先を確保できない人への対応はどうすればよいか。	修正案では「市民は災害に備え、日頃からタイムライン等により避難行動を考え、親族、友人、知人や勤め先など市内外を問わず、市民自らが避難先を確保するよう努める」としており、確保できない場合には市の指定避難所へ避難をお願いします。	修正無し
8	市として、避難情報はどのように発信するのか。また発信するタイミングはいつか。 (昨年の台風19号では、防災行政無線は聞こえなかった。)	<p>情報発信の手段は、防災行政無線、消防団による広報、まめメール、市公式SNS(LINE・twitter)、市HP、テレビの文字放送等で配信いたします。(防災行政無線は、フリーダイヤル「0800-800-1375」で確認が可能です。)また、聴覚が不自由な方に対しては防災行政無線の戸別受信機を無償で貸与しております。</p> <p>風水害時など、市が情報発信することが想定される状況では、まめメールを登録した携帯電話やスマートフォンを手の届く範囲に用意して置いていただくなど、情報が取得できる体制づくりをお願いします。</p> <p>避難準備情報を発令するタイミングについては野田市地域防災計画風水害編・災害応急対策計画・避難対策に一覧として記載されておりますが、発令する時間帯や気象状況を考慮して早い段階で発令いたしますので、早い段階での避難行動をお願いします。</p>	修正無し

	意見の概要	市の考え方	案の修正
9	自主防災組織の見直しが必要なのではないか。	<p>地域防災計画では、自主防災組織には平常時に、防災知識の広報啓発、災害危険度の把握、防災資機材等の整備、避難行動要支援者対策などを、災害時には情報収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難、給食・給水などの活動をしていただくこととしており、これらの活動は災害対応上、必要不可欠なものと考えております。</p> <p>なお、活動にあたりまして、自主防災組織の体制や活動方法など、見直しが必要と考えられ場合は、個別に協議をさせていただきます。</p>	修正無し
10	岩名地区から指定避難所が無くなるのは、考えられない。	<p>新たな基準により修正を進めている洪水ハザードマップでは、現行の岩名地区の避難所は50cm以上浸水することが想定されており、洪水時には、周辺が浸水している状況で避難されている方は救助活動を待つこととなります。</p> <p>また、浸水の解消に多くの時間を要するという想定もございます。このような想定を踏まえ、今回の修正案では、50cm以上浸水してしまう避難所へ市民を誘導する事がないよう指定を解除しておりますので御理解の程お願いいたします。</p>	修正無し
11	<p>避難所指定を解除した理由を教えてください。</p> <p>自治会長もこのことについて把握しておらず、説明等はこれから行われるのか。</p>	<p>避難所指定を解除する理由は10の回答のとおりです。</p> <p>自治会長等への説明につきましては、市報やホームページでパブリック・コメントの手続きを説明しているほか、4月2日付けで、全自治会長宛てに修正をお知らせする文書を送付しております。</p>	修正無し

	意見の概要	市の考え方	案の修正
		す。また、自治会等の皆様に対し説明会等を行ってまいります。	
12	避難場所の指定を解除した関宿地域の他に、どのような地域があるのか。	野田地域においても50cm以上浸水する避難所は指定を解除いたします。	修正無し
13	避難所が指定から外れたのは標高を基準しているのか。 参考までに教えてほしい。	標高を基準としたものではなく、避難所ごとの想定される浸水高を基に、50cm以上の浸水をする恐れがある避難所の指定を解除いたします。	修正無し
14	洪水時における避難所が55箇所から21箇所になると、平然と記載されているが、指定解除された指定避難場所も表記すべきではないか。	野田市防災計画の指定緊急避難場所一覧につきましては、地震・大規模事故対応、土砂災害対応、洪水対応ごとに、それぞれの災害に応じて使用が可能な施設を記載しております。 なお、避難所ごとに対応できる災害が把握できるように、一覧にしたものを新たに加えます。	修正有り
15	21箇所に指定されたとした場合の地区ごとの避難区分けはどうなるのか。 避難所近隣地区が優先になるのは明白だと思われる。	この度の修正では、市の避難所だけでは全ての避難者を収容することが出来ないことから、市民自らによる避難先の確保に努めていただくことや、一人一人が避難を開始するタイミングなどが違うことから地区ごとの避難区分けは困難と考えておりますが、避難行動につきましては課題があると認識をしておりますので、今後検討をしてまいります。	修正無し
16	洪水対応避難所と地震・大規模事故避難所で区別したのは良いと思う。 しかし、従来の避難所で認識している市民への周知方法は？	市報、ホームページ等で周知を行うとともに、新たに洪水ハザードマップを作成し、全戸配布を行います。	修正無し
17	洪水、地震・大規模災害の併合災害の場合は、どの避難所を利用すれば良いのか。	洪水及び地震・大規模災害の併合災害においては、洪水対応が可能な避難所へ避難を行っていただきます。	修正無し

	意見の概要	市の考え方	案の修正
18	要配慮者に、設備の整えある避難場所を優先するとあるが、要配慮者への周知は誰が行うのか。	要配慮者優先避難所については市報、ホームページ等で周知を行ってまいります。 また、自主防災組織の避難行動要支援者対策の活動に併せて、周知のご協力をお願いします。	修正無し
19	遠距離の避難場所に避難させるには、自主防災組織会員自らの命が危険となり、要配慮者への支援まで行き届かない懸念がでてきます。	No10回答を参照のこと。	修正無し
20	近所に避難所は必要であると考え。	No10回答を参照のこと。	修正無し
21	避難行動要支援者（個別計画）の支援者の確保が困難になる。 支援者の命あつての支援です。	風水害では、災害を予測し、早い段階での避難行動が可能であることから、浸水想定区域外の指定避難所への避難をお願いするところです。 また、要配慮者の家族や、ケアマネージャーがいる場合には早い段階で、浸水想定外区域の親族宅や社会福祉施設等への避難を促す方法もあることから、支援者の命の危険が及ばない方法で個別計画のご検討をお願いします。	修正無し
22	避難所の管理は誰が行うのか。 昨年の台風と同じく職員か。	初期対応は市職員が中心となり行いますが、避難所の管理・運営は自主防災組織を中心として、避難所運営委員会を立ち上げ、避難されて来た方々で行っていたき、市職員は、その支援・協力を行います。 現在、避難所ごとの避難所運営マニュアルを整備しております。	修正無し